

銚田市暴力団排除条例 解説

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民等の生活及び事業活動に不当な影響を与えている現状にかんがみ、本市からの暴力団の排除 (1) (以下「暴力団の排除」という。) に関し、基本理念を定め、市 (2) 及び市民等の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済 (3) の健全な発展に寄与することを目的とする。

1 趣旨

本条は、本条例の内容を要約するとともにその目的を規定したものです。

2 解説

(1) 暴力団は、古くから市民生活や事業活動の場に深く介入し、暴力や暴力団の威力を背景とした資金獲得活動によって、市民や事業者に不当な影響を与えてきました。

本条例は、このような厳しい暴力団情勢にかんがみ、これらの不安要因を排除するため、市、市民及び事業者の取り組むべき姿勢を示すとともに、相互に連携し、一丸となって、市民の生活や事業活動の場から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展をこの条例の目的とすることを明確に示したものです。

なお、本条の「本市からの暴力団の排除」との規定は、市民が一丸となって社会悪である暴力団に厳しく対峙するという決意を表記したものです。

(2) 「市」とは、市役所、市教育委員会などの市の執行機関のすべてをいいます。

(3) 「社会経済」とは、市民等による事業活動を含む経済行為や政策全般をいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。次号において「法」という。) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 (2) 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(3) 暴力団員等 (3) 茨城県暴力団排除条例 (平成22年茨城県条例第36号) 第2条第3号に規定する者をいう。

(4) 市民等 (4) 市民及び事業者をいう。

1 趣旨

本条は、本条例における用語の定義を規定したものです。

2 解説

- (1) 第1号の「暴力団」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定するところにより、「その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体」をいいます。
- (2) 第2号の「暴力団員」とは、暴対法第2条第6号に規定されている暴力団の構成員をいいます。
- (3) 第3号の「暴力団員等」とは、茨城県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。
- (4) 第4号の「市民等」とは、前条の解説（3）のとおり、市民及び事業者をいいます。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、市及び市民等が、暴力団が市民等の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であること(1)を認識した上で、暴力団を恐れぬ(2)こと、暴力団に対して資金を提供しない(3)こと及び暴力団を利用しない(4)ことを基本として、市、市民等、関係機関及び関係団体(5)の相互の連携及び協力の下(6)に推進されなければならない。

1 趣旨

本条は、本市から暴力団の排除を推進する上での基本理念について規定したものです。

2 解説

- (1) 「暴力団が市民等の生活及び事業活動に不当な影響を与える存在であること」とは、暴力団が暴対法第2条第2号の規定どおり、その団体の構成員が集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体であること、市民に対する卑劣な暴力、対立抗争、更には示威活動などにより、市民の安全で平穏な生活を脅かしている存在であること、組織的に行使する暴力とその威力を利用して資金獲得活動を行い社会経済の健全な発展に悪影響を及ぼす存在であることなどをいいます。
- (2) 「暴力団を恐れぬ」とは、暴力団に対する誤ったイメージによる恐怖から脱却することをいいます。市民等は、暴力団の本質を理解し、必要以上に暴力団を恐れず、ただし警戒を怠らず、「存在を許さない」という気持ちで対決姿勢を持つことが重要です。
- (3) 「暴力団に対して資金を提供しない」とは、暴力団を助長するような金品その他財産上の利益の提供をしないことをいいます。財産上の利益とは、金銭・物品のほか有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供など、これを受けた者にとって財産的利益がある一切のものをいいます。
- (4) 「暴力団を利用しない」とは、第12条で禁止する暴力団の威力の利用はもちろんのこと、暴力団が保有する組織としての威力、人員、金銭その他一切のものを利用しないことをいいます。
- (5) 「関係機関及び関係団体」とは、市町村をはじめ県内すべての関係行政機関及び地域住民や職域による暴力団排除活動を行う団体のことをいいます。
- (6) 「連携及び協力の下」とは、組織的に活動する暴力団に対して、市、市民等、関係機関及び関

係団体すべてが一丸となり，暴力団の排除に取り組むべき姿勢を示したものです。

（市の役割）

第4条 (1) 市は，前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，市民等，法第32条の2第1項の規定により茨城県公安委員会から茨城県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた公益財団法人茨城県暴力追放推進センターその他の関係機関及び関係団体と相互に連携及び協力をして，暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する (2) ものとする。

1 趣旨

本条は，暴力団排除のための市の果たすべき役割を明示したもので，市民等や関係機関と連携して，暴力団の排除に関する施策を総合的に推進することについて規定したものです。

2 解説

- (1) 市が暴力団の排除を行う上で，市単体で暴力団排除を行うのではなく，市民の協力を得るとともに，関係機関及び関係団体との連携を図り，より効果的な施策を推進する必要があることから，これを役割として規定したものです。
- (2) 「暴力団の排除に関する施策を総合的に推進する」とは，公共工事等からの暴力団排除，青少年に対する教育等の推進，暴力追放市民大会の開催，市からの暴力団の排除を害する行為の規制等，多種多様な施策を行うことをいいます。

（市民等の役割）

第5条 (1) 市民等は，基本理念にのっとり，暴力団員等による不当な要求 (2)（次条において「不当要求」という。）に応じないよう努めるとともに，暴力団の排除に資すると認められる情報 (3) を知ったときは，市及び警察その他の関係機関に対し，当該情報を提供するよう努めるものとする。
2 市民は，基本理念にのっとり，暴力団の排除のための活動に自主的に，かつ，相互に連携及び協力をして取り組むよう努めるとともに，市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力する (4) よう努めるものとする。
3 (5) 事業者は，基本理念にのっとり，その行う事業 (6)（事業の準備 (7) を含む。以下同じ。）に関し，暴力団との一切の関係を遮断する (8) よう努めるとともに，市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

1 趣旨

本条は，暴力団の排除に関する市民等の役割の重要性にかんがみ，第1項において市民等の暴力団員等からの不当要求の拒否及び暴力団情報を知った際の市への提供，第2項において市民の暴力団排除への自主的な取り組みと市の施策への協力，第3項において事業者の暴力団との関係の遮断及び市の暴力団排除施策への協力について規定したものです。

2 解説

(1) 暴力団の排除を実現するためには、警察の取締りを含む行政機関の努力だけでは不十分であるため、市民等が市や関係機関等と相互の連携協力を図り、社会全体で暴力団を孤立させていく、いわゆる「社会対暴力団」という構図の確立が不可欠で、社会全体が一丸となった活動を展開すべきであることを規定したものです。

(2) 「暴力団員等による不当な要求」とは、当該要求に応じる合理的な理由がないにもかかわらず行われる要求行為をいいます。

(3) 「暴力団の排除に資すると認められる情報」の例は、次のとおりです。

○暴力団 A 組は、B 地区の飲食店からみかじめ料を徴収している。

○企業 C が、地元対策費と称して暴力団 D 会に利益を供与しているとの話を聞いた。

○企業 E は、暴力団 F 組の関係企業ばかりを下請けに参入させている。

○H マンション 2 階には I 組の関係者が多数出入りしており、I 組事務所があるかもしれない。

○暴力団 J 組の幹部 K は、最近更迭され、後任に組員 L が抜てきされた。

(4) 「協力する」とは、市が実施する暴力団の排除を目的とした集会に参加することなどをいいます。

(5) 事業者が事業を営むに当たって、当該事業から暴力団の排除のための取組を推進していくことは、業務の健全性及び適切性を確保し、社会的責任を果たすために重要、かつ必要なことであり、更には企業防衛の観点からも不可欠なものです。

しかし、暴力団の活動実態の不透明化や資金獲得活動の巧妙化等により、潜在化した暴力団等によって、銀行融資取引、証券取引又は不動産の賃貸契約・売買取引が行われるなど、事業者が暴力団を利するとの認識がないまま、そのような取引が行われ、これが暴力団の排除を阻害する要因の一つとなっています。

そこで、第 3 項において、事業者が社会的責任を果たし、実施する事業が暴力団を利することとならないため、事業者の役割を明確に規定したものです。

(6) 「事業（事業の準備を含む。以下同じ。）」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体をいいます。営利の要素は必要としない。

(7) 「事業の準備」とは、客観的に「準備している」と認められ得る程度に具体的な活動がなされていることを必要とし、事業のための調査活動を実施した場合、事業のためにすでに従業員との雇用契約を結んでいる場合、事業の宣伝に着手しているような場合等がこれに当たると解されます。

(8) 「(その行う事業に関し) 暴力団との一切の関係を遮断する」とは、事業者が暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することから、暴力団との一切の関係を排除することをいいます。

具体的には、暴力団員からの不当要求に応じること、暴力団員を雇用・使用すること、暴力団員との下請契約や資材・原材料の購入契約の締結、門松やおしぼりの購入など、直接的に暴力団に利益を与える行為のみならず、暴力団員が経営に参画している企業を取引相手に紹介するなど、間接的に暴力団に利益を与えるような行為を含み、あらゆる関係を遮断するということです。

第2章 暴力団の排除に関する基本的施策

(不当要求に対する措置)

第6条 市は、不当要求に対する統一的な対応方針の策定その他不当要求を防止するために必要な措置 (1) を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、市が暴力団からの不当要求を防止するための措置について規定したものです。

2 解説

- (1) 「必要な措置」とは、職員が不当要求を受けた際に、不当要求に対する基本原則に則した統一的な対応方針を定め、これを履行するためのマニュアルの作成や研修の実施等の措置を講ずることをいいます。

(市の事務及び事業に係る措置)

第7条 (1) 市は、公共工事その他の市の事務又は事業 (2) により暴力団を利する (3) こととならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者 (4) を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置 (5) を講ずるものとする。

1 趣旨

本条は、市が実施する事務又は事業が暴力団を利することとならないように、市の必要な措置を講ずることを規定し、暴力団の排除を率先して行うべき市の責任を明らかにしたものです。具体的な例として、暴力団員や暴力団（員）と密接な関係を有する者を市が実施する入札に参加させないなどが挙げられます。

2 解説

- (1) 公共工事その他市のあらゆる事務又は事業から暴力団員等を排除することは、税金が暴力団の資金源になることや暴力団の勢力の維持拡大を防止するため重要なことです。
県においては、茨城県暴力団排除条例において、県の行う全ての事務・事業からの暴力団排除が規定されており、それと同様に、市が実施する事務及び事業の全般から暴力団を排除するために、市が必要な措置を講ずることを明文化したものです。
- (2) 「公共工事その他の市の事務又は事業」とは、市が発注する公共工事のみならず、市が実施する事務又は事業のすべてをいいます。
- (3) 「(市の事務又は事業により) 暴力団を利する」とは、(市の事務又は事業を通じ) 暴力団にとって少しでも有益な行為を行うことにより、その勢力の維持・拡大に資することをいい、そのような認識がなくて行う行為も含み、有益性の大小を問いません。
- (4) 「暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者」とは、直接的に暴力団に対して資金を提供したり、暴力団を利用したりする関係を有している者にとどまらず、そのような関係を生ぜしめる密接な交際や暴力団の威力の維持・拡大につながるような助

長行為を行う者も含まれます。

例示的にいえば

- 暴力団員が役員となっている事業者
- 暴力団員の内妻等が代表取締役を務めているが、実質的には当該暴力団員がその運営を支配している事業者
- 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用し、又はその者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
- 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者
- 暴力団等の利益、便宜若しくは支援を目的とした組織、団体の会員となっている者
- 暴力団関係者の祝賀会、冠婚葬祭等の行事に参列し、又は自己が開催する祝賀会、冠婚葬祭等に暴力団を参加させている者
- 暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際をするなど社会的に非難される関係を有している者

等をいいます。

- (5)「必要な措置」とは、市の事務又は事業の相手方が暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する事業者でないことの確認や、現在公共工事等及び物品調達等において行われている指名停止の措置のほか、契約後に暴力団関係業者であることが判明した場合の解除権の設定を物品売買契約にも適用することなど、市の事務又は事業が暴力団を利することを防止するために行う措置をいいます。その他にも、条例や規則を改正し暴力団員を許認可又は登録の対象から排除するなどの暴力団排除条項を整備すること、要綱等を策定し入札等から暴力団を排除する仕組みを構築すること、通達文書を発出することなども該当します。

（市民等に対する支援）

第 8 条 (1) 市は、市民等が自主的に行う暴力団の排除のための活動の促進を図るため、市民等に対し、情報の提供 (2)、助言、指導その他必要な支援 (3) を行うものとする。

1 趣旨

本条は、市民等の自主的な暴力団の排除活動の促進を図るため、市の市民等に対する暴力団排除に資する情報の提供等の必要な支援を講ずることを規定したものです。

2 解説

- (1) 暴力団の排除活動の実施に当たっては、暴力団の特質や活動状況、暴力団の排除方策に関する情報等を反映させることが効果的であり、こうした知識を有しないまま、市民等が独自の力で行動しようとしても、実効のあるものには成り得ないことから、市が保有する暴力団に関する情報や暴力団の排除に関するノウハウの提供等の支援を行うことが必要です。
- (2)「情報の提供」とは、暴力団の活動実態や暴力団の犯罪情勢等暴力団の排除のための活動に資する情報の提供をいいます。
- (3)「助言、指導その他の必要な支援」とは、市民等が推進する暴力団の排除のための活動に資す

る支援全般を指し、具体的には、

- 暴力団員に対する対処方針及び対処方法に関する助言や指導
 - 業種又は地域の別に応じた活動を行うことについての助言や指導
 - 各種暴力団の排除活動の行事に関する協力及び後援
 - 暴力団の排除活動に関する知識の普及及び思想の高揚を図るための広報啓発
 - 地域及び職域における暴力団の排除のための活動をしている団体等に対する公営施設の貸出し
- 等が挙げられます。

(広報及び啓発)

第 9 条 (1) 市は、市民等が暴力団の排除の重要性について理解を深めるとともに暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、相互の連携及び協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発 (2) を行うものとする。

1 趣旨

本条は、市民等が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるために、市が広報及び啓発を行うべきことを規定したものです。

2 解説

- (1) 暴力団の排除を実現するためには、市民等が自主的かつ組織的に暴力団の排除のための活動に取り組むことが必要であり、そのためには暴力団の排除に関して知見を有する市が、広報及び啓発を行うことにより、市民等にその重要性についての理解を深めさせることが必要です。
- (2) 「暴力団の排除の気運を醸成するための広報及び啓発」とは、暴力団の排除又は暴力追放を目的として、暴力団員による不当な行為の防止に関する知識の普及や暴力団の排除の気運の高揚などに資する活動をいいます。

(県への協力)

第 10 条 (1) 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

1 趣旨

本条は、市が暴力団の排除に資すると認められる情報を知った際の県への情報提供を行うことを規定したものです。

2 解説

- (1) 暴力団排除の目的の達成のためには、地域に密着した地方公共団体である県内のすべての市町村が、その地域の実情に応じた暴力団の排除のための施策を行うことが不可欠です。

そのためには、県に対し、各市町村で保有する暴力団の排除に資すると認められる情報を提供し、相互に共有することで、より効果的な暴力団排除活動を推進できるものと考えられます。

第3章 青少年の健全な育成を図るための措置

(青少年に対する教育等の措置)

第11条 (1) (2) 市は、その設置する学校 (3) (学校教育法 (昭和22年法律第26号) 第1条に規定する中学校をいう。) において、生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育 (4) が必要に応じて行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、青少年 (5) の育成に携わる者 (6) が、青少年に対し暴力団の排除の重要性を認識し、青少年の暴力団への加入を防止し、かつ、暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導、助言その他適切な措置を講ずる (7) ことができるよう、情報の提供その他の必要な支援又は協力を行うものとする。

1 趣旨

本条は、暴力団への加入防止及び暴力団犯罪からの被害防止のための教育・指導等が中学校において生徒に対して行われるように市が適切な措置を講ずることや社会全体において青少年の育成に携わる者が青少年に指導や助言等の適切な措置を講ずることなどを規定したものです。

2 解説

(1) 暴力団は社会に悪影響を与える存在であるが、暴力団専門誌や暴力団員を主人公とした映画等が多数存在するなど、一部では暴力団を美化する風潮があるのが現実です。

よって、それらの影響を受けやすい青少年に対し、暴力団の真の実態等を認知させることにより、暴力団に対する誤った認識を払しょくさせ、暴力団犯罪に巻き込まれたり、暴力団に加入したりすることを防止する必要があります。

(2) 青少年に対する教育を推進することは、将来における暴力団加入者を減少させ暴力団の組織を弱体化に導くことや青少年の福祉を害する犯罪実態を正しく認識させ、暴力団が資金獲得のために介在する犯罪から青少年を守るためのために極めて重要です。

(3) 県条例及び市条例において教育の対象をいわゆる中学校及び高等学校の課程とした理由は、

○中学校及び高等学校の生徒の年齢であれば、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることについて十分に理解することが可能であること

○中学校及び高等学校の生徒の年代は、特に周囲の環境の影響を受けやすいこと

○中学校及び高等学校の時代に暴走族への加入等非行に走ることが比較的多く、その後、暴走族等での友人・知人を介しての暴力団への加入がみられること

○高等学校卒業後であれば、成人同様の思慮分別を備えていることから、大学においてまで教育を行う必要性が低いこと

等です。

(4) 「教育」とは、暴力団の実態、暴力団の悪性、暴力団犯罪の特徴等を理解させる教育をいい、

地域の実情や生徒、学生の理解度に応じて段階的に行われる必要があります。

具体的には、暴力団情勢に関する資料の配布、暴力追放啓発ビデオの上映等の警察による情報の提供を基に教職員が実施する教育のほか、警察職員の派遣による教育が挙げられます。

(5) 「青少年」とは、18歳未満の者です。

(6) 「青少年の育成に携わる者」とは、青少年の保護者や青少年を雇用している職場において青少年を指導監督する立場にある者に限らず、その他青少年を助言及び指導できる立場にある者を広く含む。例えば、地域防犯活動団体や自治体の職員、PTAの役員等がこれに当たることとなります。

(7) 「指導、助言その他適切な措置を講ずる」とは、例えば、暴力団関係者が経営する飲食店等を客として利用したり、働いたりしないよう助言すること、暴力団の資金源となる薬物の乱用や暴力団の影響を受けやすい暴走族への加入を阻止するため指導することなどをいいます。

第4章 暴力団員等に対する利益供与等の禁止等

(暴力団の威力利用の禁止)

第12条 (1) 市民等は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力 (2) を利用 (3) してはならない。

1 趣旨

本条は、市民が暴力団の威力を利用すること全般を禁止したものです。

2 解説

(1) 本条は、市民が市民生活において暴力団の威力を利用することを禁止したものです。これは、市民等が一丸となって暴力団の排除を推進する上で、暴力団の威力を自己のために利用することは、暴力団の排除に反する許されざる行為であるからです。

(2) 「威力」とは、人の意思を制圧するに足りる勢力であり、「暴力団の威力」とは、暴力団に所属していることにより発生する資金獲得活動を効果的に行うための影響力をいいます。

(3) 「(暴力団の) 威力を利用」とは、自己に有利なように暴力団の威力を活かすことであり、暴力団が暴力的行為を第三者にすることではなく、そうした行為が自己のためになされていることを直接又は間接に他者に認識させることです。

例えば、暴力団が近隣住民とのトラブルを抱えている市民のために当該近隣住人に嫌がらせをすることは、暴力団による「暴力団の威力の行使」に当たりますが、その住民が「これは、近隣のトラブルの関係でやられたんだ。」と認識すること（トラブルを抱えている市民がそのように近隣住民に認識させること）が「暴力団の威力の利用」です。また、市民自らが相手方に対し、「自分のバックには暴力団がついている。」などと言ってトラブルの処理を有利に進めようとすることも「暴力団の威力の利用」に当たります。

(暴力団員等に対する利益供与等の禁止)

第 13 条 市民等は、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者 (1) に対し、金品その他の財産上の利益の供与 (2) (以下「利益の供与」という。) をしてはならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動 (3) 又は運営に協力する目的 (4) で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して金品その他の利益の供与をしてはならない。

1 趣旨

本条は、市民等による暴力団員に対する財産上の利益供与の禁止を規定したものであり、第 1 項においては、暴力団の威力を利用する目的での利益供与を、第 2 項においては、暴力団の活動又は運営に協力する目的での利益供与をそれぞれ禁止したものです。

2 解説

(1) 「暴力団員が指定した者」とは、暴力団員が市民等に対して利益の供与する相手先として指定した自然人及び団体をいいます。

(2) 「財産上の利益の供与」とは、金銭、物品のほか、有価証券、債務の免除、金銭・物品の貸与、労務の提供等であって、これを受ける者にとって財産的な利得がある一切のものをいいます。

(3) 第 2 項の「暴力団の活動 (に協力する目的)」とは、違法・合法を問わず暴力団が行う活動全般に対して協力することを認識していることをいいます。例えば暴力団が運営資金の獲得を目的に行う薬物の密売 (違法な活動)、暴力団員による役務の提供 (合法的活動) 等に対して協力することを認識している場合が挙げられます。

(4) 第 2 項の「(暴力団の) 運営に協力する目的」とは、暴力団組織の円滑な運営に結果として役立つことを認識していることをいい、例えば暴力団組事務所の建築・修繕等に利用されることを認識して資金提供を行うことが該当します。

第 5 章 雑則

(委任)

第 14 条 この条例に定めるほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

1 趣旨

本条は、本条例に規定されている事項のほかに、施行に必要な事項がある場合、市長が定めることについて定めたものです。

附 則

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

1 趣旨

本条例の施行期日を定めたものです。